

「皇室典範に関する有識者会議」意見陳述資料
皇位継承問題を考えるためのメモ

平成 17 年 5 月 31 日

高崎経済大学助教授 八木秀次

1. 「皇位継承」に関する重要論点

- ① 「万世一系」とされる「皇統」は一貫して「男系」による継承である。
- ② 過去 8 人 10 代の女性天皇はいずれも「男系の女子」である。
第 33 代・推古天皇 (☆)、第 35 代・皇極天皇 (= 第 37 代・斉明天皇) (☆)、
第 41 代・持統天皇 (☆)、第 43 代・元明天皇 (☆)、第 44 代・元正天皇 (★)、
第 46 代・孝謙天皇 (= 第 48 代・称徳天皇) (★)、第 109 代・明正天皇 (★)、
第 117 代・後桜町天皇 (★)
☆皇后もしくは皇后に準ずる地位、ご夫君の崩御後に即位。
★配偶者なし、生涯独身。
- ③ 女性天皇は本命の「男系の男子」が成長するまでの「中継ぎ役」であった。
- ④ 女性天皇が即位後にお産みになったお子様が天皇になられた例はない。
- ⑤ 女性天皇のお産みになったお子様が皇位に就かれれば、皇統が「女系」に移ることになる。⇒「万世一系」を壊す。これまで「女系天皇」は存在しない。
※ 女性は「皇位」の継承者にはなり得ても、「皇統」の継承者たり得ない。
※ 皇統は「双系主義」か？

「凡皇兄弟皇子、皆為親王。女帝子亦同」(『養老令』「継嗣令」皇兄弟子条)

ここで言う「女帝の子」は具体的には皇極天皇の前夫〔欽明天皇の曾孫で用明天皇の孫に当たり、聖徳太子の甥に当たる高向王(カムコキ)〕との間の皇子〔漢皇子(ヤマト)〕のこと。後に母宮が舒明天皇の皇后になり、舒明天皇崩御後、皇極天皇として即位したので、漢皇子は「女帝の子」ではあるが、もともと「男系の男子」。したがってこの規定は「双系主義」の根拠になるものではない。この点、江戸時代以来、河村秀根、小中村清矩、池辺義象らが繰り返し指摘。

- ⑥ 過去にも天皇の近親に直系の男子(庶系を含む)が恵まれず、皇統断絶の危機はあった。その際、皇統が「女系」に移ることは厳しく排除し、男系の「傍系」から皇位継承者を得ている(「2.」を参照のこと)。

男系継承を維持するための二つの「安全装置」

- 1) 庶系継承 側室から生まれた皇子にも皇位継承権を認める。

歴代天皇の約 60 代は庶系出身

- 2) 傍系継承

- ⑦ 皇統は単純な「直系」による継承ではなく、あくまで「男系」による継承である。

2. 過去の皇統断絶危機の際、男系の「傍系」から皇位に就かれた例

- ① 第 26 代・継体天皇 (先代・武烈天皇とは 10 親等の隔たり) 図 1 参照
- ② 第 102 代・後花園天皇 (先代・称光天皇とは 8 親等の隔たり) 図 3 参照
- ③ 第 119 代・光格天皇 (先代・後桃園天皇とは 7 親等の隔たり) 図 3 参照

光格天皇は今上天皇の直接のご祖先

光格天皇⇒仁孝天皇⇒孝明天皇⇒明治天皇⇒大正天皇⇒昭和天皇⇒今上天皇
閑院宮家の第6男（即位時満8歳）

閑院宮家は新井白石の進言により創設（1710年） 徳川將軍家のお世継ぎ問題
創設後70年後に光格天皇を出す

先代の崩御後、先代の猶子に（ただし手続きとしては生前養子） 図4参照

皇后は先代の皇女（欣子内親王） 傍系と直系との血を近づける措置

近代天皇制度の基礎を築いた光格天皇

傍系出身で図らずも皇位に就いたがゆえに「天皇らしく」との意識

参考：遠縁から皇位継承した例

① 第49代・光仁天皇

（先代・称徳天皇とは8親等の隔たり、天武系から天智系へ） 図2参照

② 第100代・後小松天皇〔北朝〕

（先代・後亀山天皇〔南朝〕とは11親等の隔たり） 図3参照

※「皇統」はその時々々のロイヤルファミリーの独占物ではない。広い概念

ロイヤルファミリーの男系の血筋が途絶えれば、遡って別系統の男系の血筋から
次の皇位継承者を得る。アクロバティックなまでの「男系継承」

「皇統」は単純な「直系」による継承ではなく、「男系」による継承

3. なぜ男系継承なのか

① 125代一貫して「男系継承」であった事実の重み

——これまで一度の例外もなく一貫して男系で継承されてきた（そのこと自体、
確立した原理というべき）ものを現代人の判断で簡単に変えていいものか

② 遺伝学の見地から

- ・初代の性染色体Y1は男系男子でなければ継承できない。「Y染色体の刻印」
- ・男系男子であれば、遠縁であっても同じY1を確実に継承している。 図5参照
- ・我々の祖先は遺伝学の知識はなかったが、農耕民族としての経験から「種」さえ
確実なものであれば、血は継承できると考えていたのではないか。

4. 女帝容認論者の深謀遠慮

「何ぞ知らん、性差別反対という、それ自体もっともな大義名分に促された一般大衆
が、ポピュラーな政治家に誘導されて典範第一条を改正して『女帝』容認策をかち
とることに成功したと、仮定しよう。よって以って『世継ぎ』問題はめでたく解消
し、天皇制は生き延びることができることになる。しかしこの策は、天皇制のそも
そもの正当性根拠であるところの『萬世一系』イデオロギーを内において浸蝕する
因子を含んでいる。男系・男子により皇胤が乱れなく連綿と続いて来たそのことに、
蔽うべからざる亀裂が入ることになる。〈いや私たちは、『女帝』を導入して天皇制

を救い天皇制という伝統を守るのです」と弁明するだろう。だが、そんな、『萬世一系』から外れた制度を容認する施策は、いかなる『伝統的』根拠も持ち得ないのである。(中略)『女帝』容認論者は、こうして『伝統』に反し『萬世一系』イデオロギーと外れたところで、かく新装なった天皇制を、従来とまったく違うやり方で正当化して見せなければならぬのである(奥平康弘『天皇の世継ぎ』問題がはらむもの——『萬世一系』と『女帝』論をめぐって』『世界』2004年8月号)

天皇としての「正統性」の問題浮上 女系は「皇統」か 女系天皇は「天皇」か
⇒天皇制廃絶への道

※要は歴史上確立した原理である「男系継承」を続けるか、未踏の「女系継承」への道を拓くのか、ということ

※「男系継承」の道は塞がれているのか

5.男系継承を護持するための具体的方策

第1案 昭和22年10月に臣籍降下した旧宮家の男系男子が皇籍に戻る(宮家復活案)。臣籍降下後、皇籍復帰の例、過去に多数あり。下記「参考」参照
旧宮家は、現在、7家が存続し、5家に次世代の男系男子あり(『文藝春秋』3月号、図6参照)。

その中からご本人の意思を尊重しつつ、3～7人が復帰。

第2案 皇族の養子を認め(皇室典範第9条改正の必要あり)、旧宮家の男系男子を皇族とする(養子による宮家存続案)。できればここに内親王・女王が妃殿下として嫁がれることが望ましい(傍系と直系との血を近づける措置)

第3案 過去に例はないが、女性宮家を立てる(皇室典範第15条改正の必要あり)。ただし、内親王・女王が旧宮家の男系男子と婚姻された場合に限るとする(女性宮家創設案)。

第2案とは当主を男女どちらにするかの違い。

参考：臣籍降下後、皇籍復帰した例

(宮内庁編『皇室制度史料 皇族 三』吉川弘文館、昭和60年、参照)

(1) 天皇に即位された例①第59代・宇多天皇②第60代・醍醐天皇

(2) 皇子女・皇兄弟が復帰した例は多数

(3) 皇孫が復帰した例①惟康親王(第88代・後嵯峨天皇皇孫)

②久良親王(第89代・後深草天皇皇孫)

(4) 皇孫以下が復帰した例①和氣王(第40代・天武天皇曾孫)

②忠房親王(第84代・順徳天皇曾孫。父も臣籍。

「臣下の子」として皇籍に復帰した唯一の例。

後宇多天皇の猶子として親王宣下)

(5) 親王から臣籍降下した後、皇籍復帰し、再び臣籍降下した例

(澁谷家教＝伏見宮邦家親王の子。明治 21 年皇籍復帰)

※ しかし、明治 40 年制定の皇室典範増補でいったん臣籍降下した者は皇族に復帰できないと規定される。

旧宮家復活は時代錯誤か？

臣籍降下後の約 60 年を長いと見るか短いと見るか

「世襲親王家」の存在意義

遠縁ではあるが、昭和 22 年 10 月まで皇族。占領下での皇籍離脱

現在も様々な名誉職を

「菊栄親睦会」として現在のロイヤルファミリーと交流

皇族方の「ご公務」軽減に一役

皇太子妃殿下の「お世継ぎご出産」ご負担軽減も

財政的負担は軽微（1 宮家維持に必要な経費は年間 5000 万円）

6.我々が今、行うべきこと

実は皇位継承はそれほど差し迫った問題ではない。恐らく 20 年後か 30 年後のこと。

今、行うべきは、女性に皇位継承権を認めたり、皇位継承順位を付けることではない。

混乱・内紛の素

必要なのは、将来の皇位継承に備えて、皇位継承の基盤を充実させること。

すなわち神武天皇以来の男系の血筋を引いた宮家の数を増やしておくこと。

具体的には上記「5.」の方法によって。

このままでは「皇族」自体が絶滅する。

「平成の新井白石」出でよ！

帝王学のための皇室典範改正は本末転倒

要は優先順位の問題

男系継承の道を探しているのか、男系継承の道は本当に塞がれているのか

女性天皇、女系天皇の容認はその後でも十分

元日や一系の天子不二の山 内藤鳴雪

「一系の天子」は日本のかけがえのない文化

それを維持するのか、変えるのか

問題は建国以来の国柄の変更にも繋がる

前人未到の領域に足を踏み入れることに〔「荆の道の始まり」(笠原英彦)との指摘も〕

有識者会議委員の責任は極めて重い

それだけの覚悟はおありか

慎重にも慎重を期すべき

[なお詳細は拙著『本当に女帝を認めていいのか』(洋泉社新書 y)を参照されたい。]

図1

【天皇系譜】 1代から37代（継体天皇までは古事記・日本書紀による）

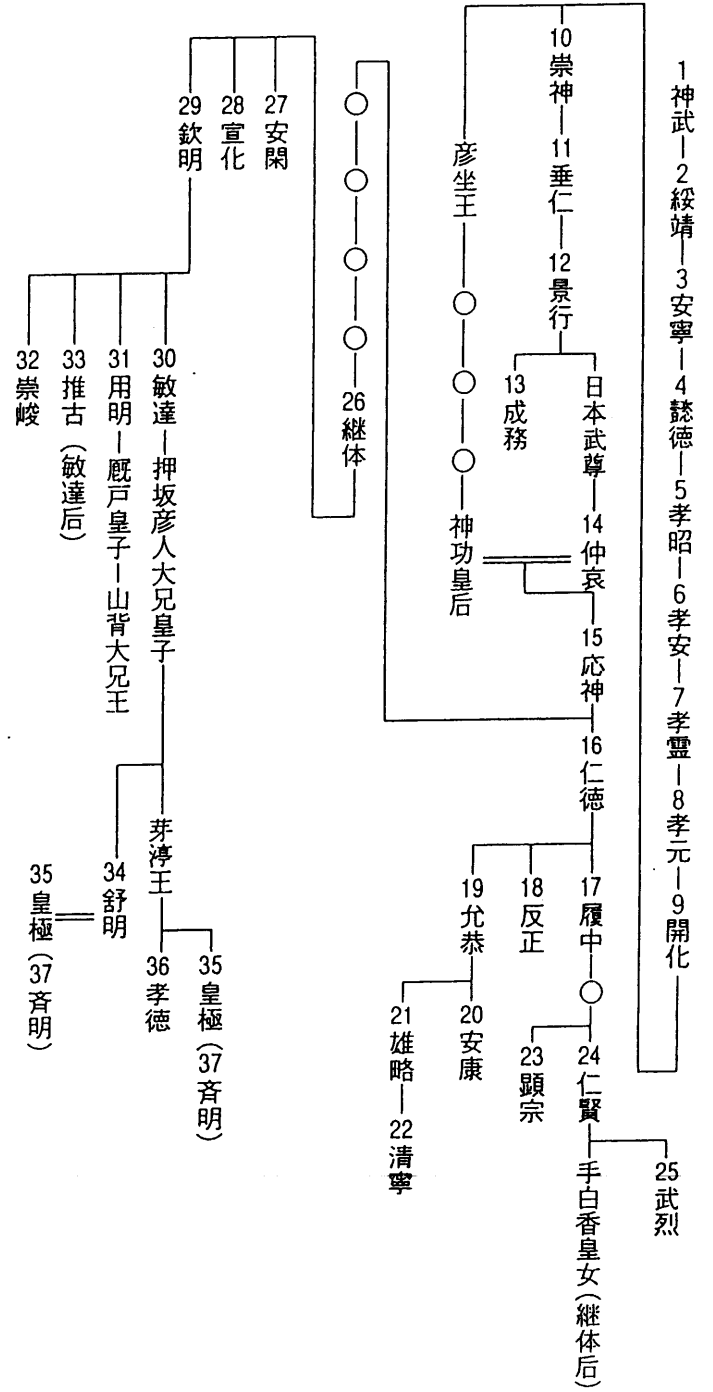
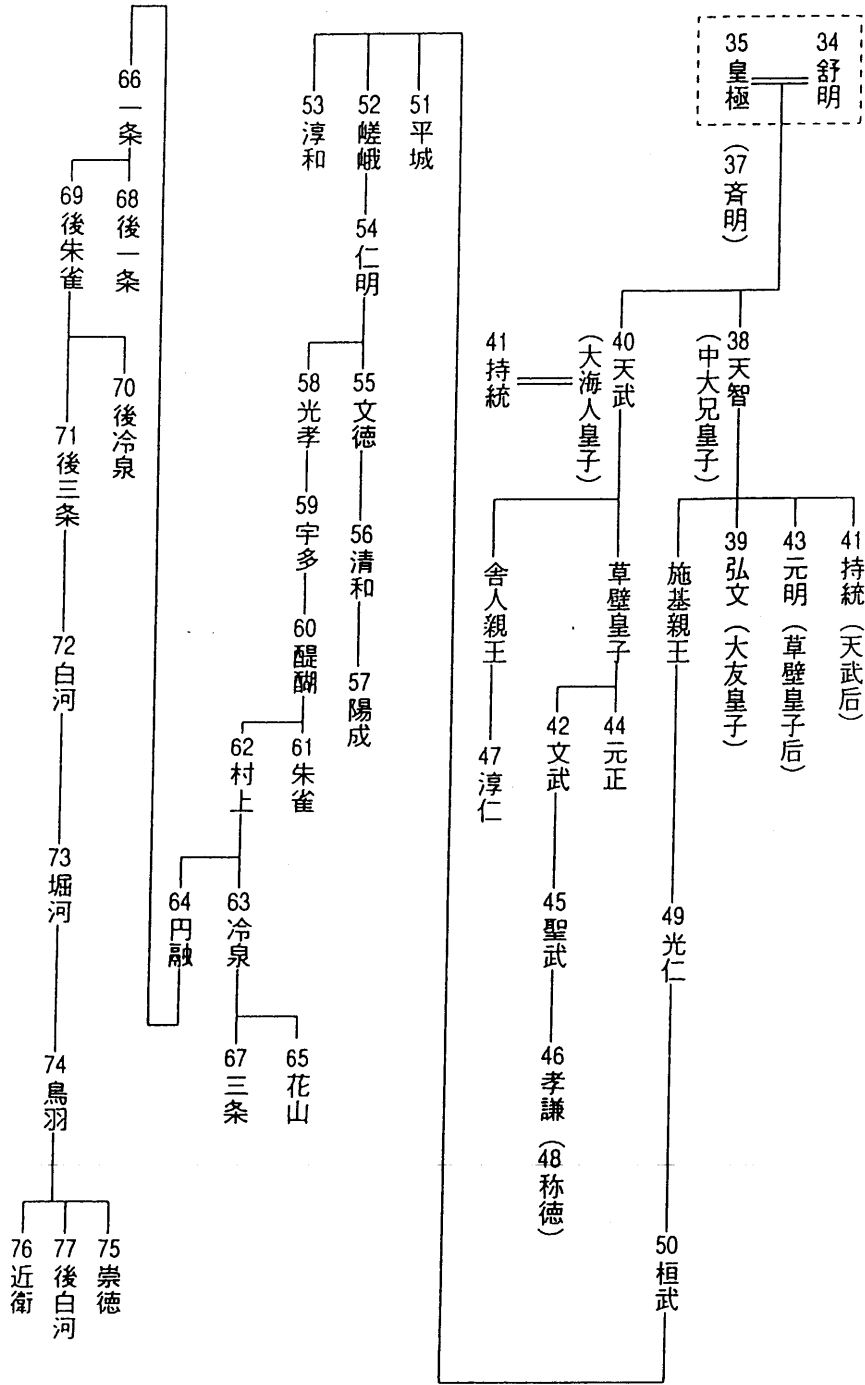


図2

【天皇系譜】 37代から77代



【天皇系譜】 77代から125代（ローマ数字は「北朝」、96代後醍醐天皇から南北朝対立）

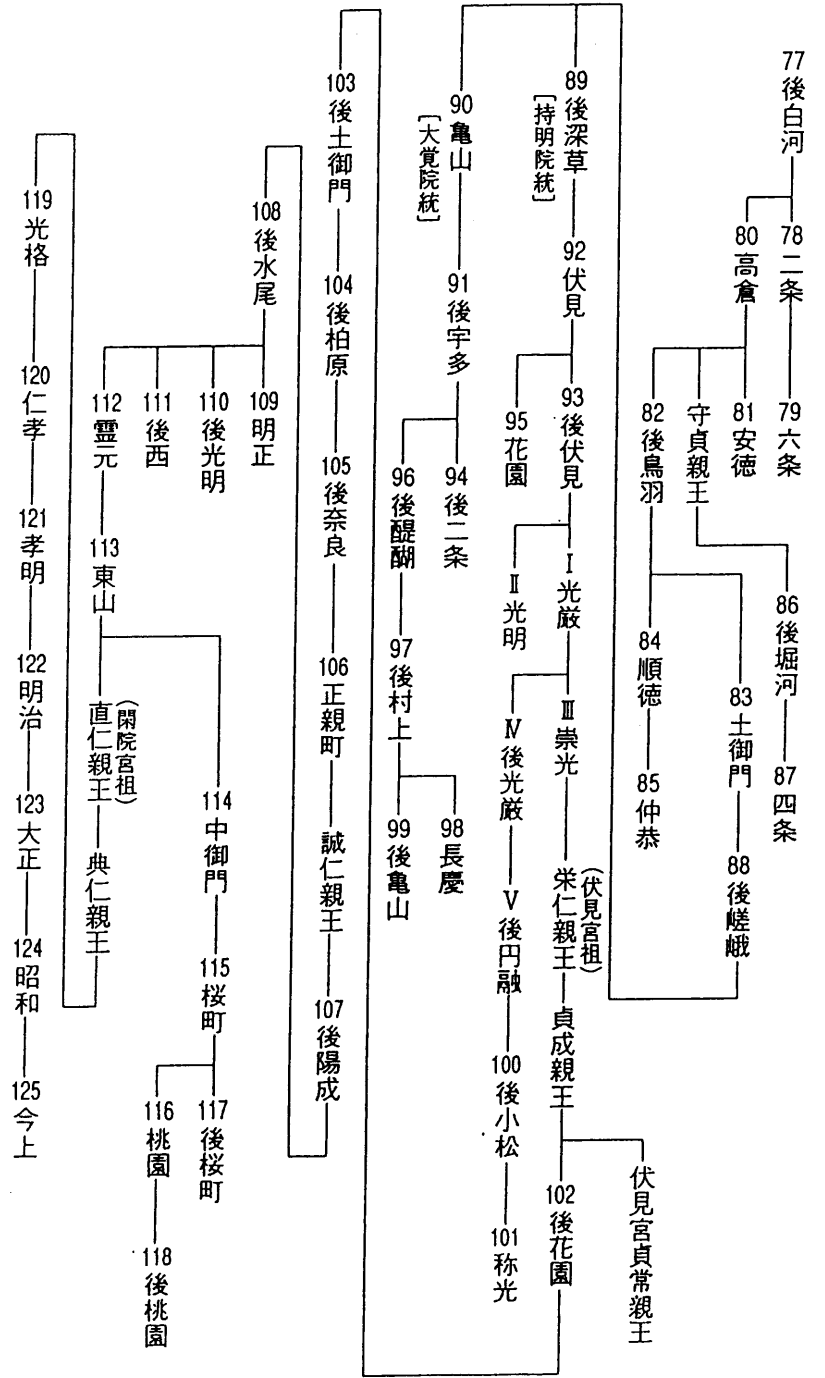
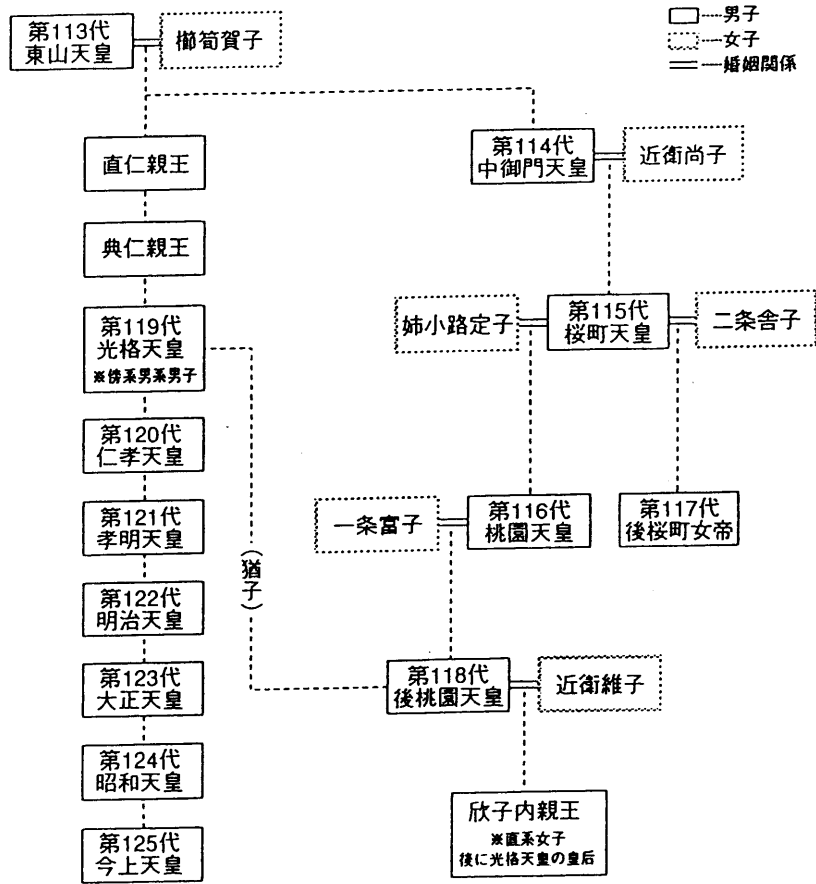
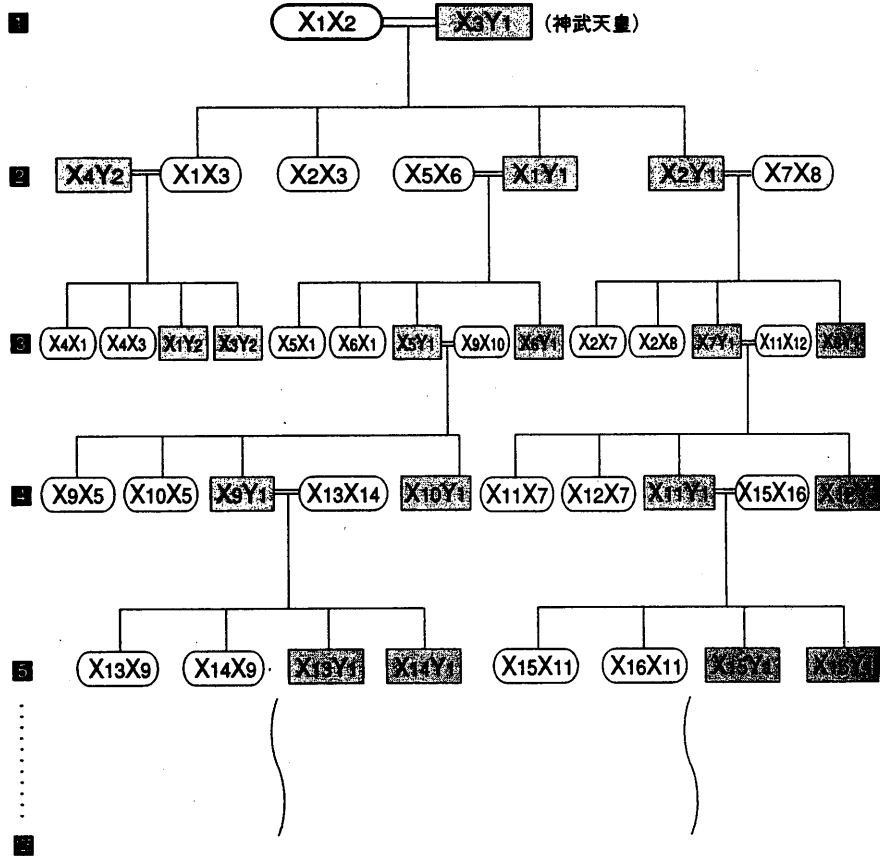


図 4



皇統はなぜ男系によって継承されてきたのか

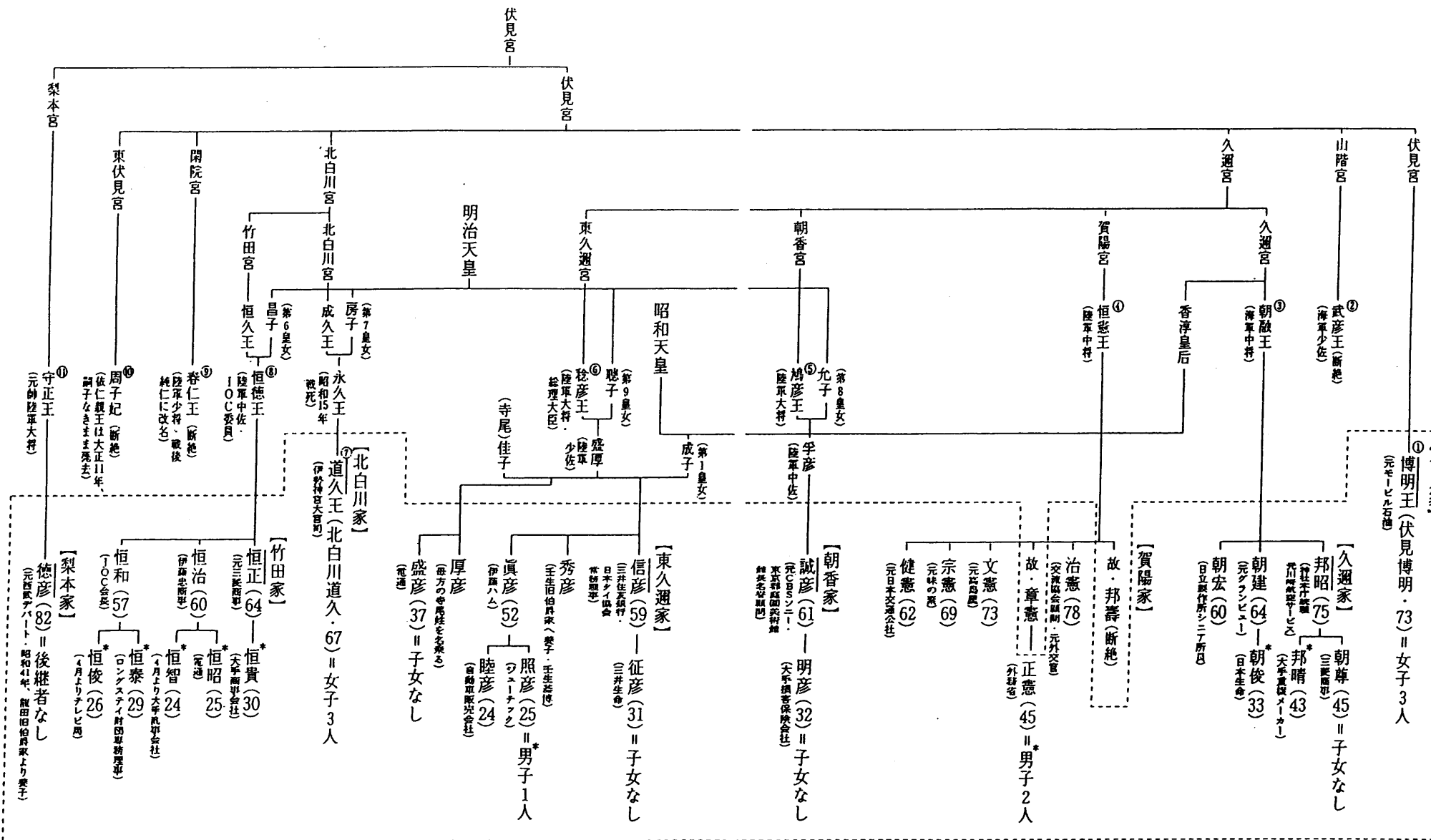


天皇の天皇たる所以
 血統原理
 神武帝のY₁染色体の継承者

男
 女

【旧宮家(11宮家)略系図】

(○数字は皇籍離脱時の当主)



【現在の旧宮家一族(傍線は当主)】 * 独身男子

【伏見家】

博明王(伏見博明・73) 女子3人
元モビル石油

【久邇家】 朝尊(45) 子女なし
邦昭(75) 三子孫
邦晴(43) 天守閣メーカ

朝建(64) 朝俊(33)
完クシビシ 日本生命

朝宏(60)
日立製作所シニア所長

【賀陽家】 故・邦壽(断絶)

治憲(78)
交際金顧問・元外交官

故・章憲 正憲(45) 男子2人
外務省

文憲(73)
元防衛大臣

宗憲(69)
元味の源

健憲(62)
元日本交通公社

【朝香家】 誠彦(61) 明彦(32) 子女なし
元CBSレディ 天守閣客棧会社
東京建設局勤務 舞臺名譽顧問

【東久邇家】 信彦(59) 征彦(31) 子女なし
三井住友銀行 日本タイ国大使館勤務

秀彦 王浩伯良家(養子・壬生藩徳)

真彦(52) 照彦(25) 男子1人
伊原ハム コニヤック

厚彦 陸彦(24)
皇朝車販売会社

盛彦(37) 子女なし
母方の苗姓を名乗る

【北白川家】 道久王(北白川道久・67) 女子3人
伊勢神宮(大宮司)

【竹田家】 恒正(64) 恒貴(30)
元三井物産 元新聞社社長

恒治(60) 恒昭(25)
伊藤忠商事 元通

恒和(57) 恒智(24)
JOC会長 4月より大分県庁勤務

恒俊(26) 恒泰(29)
4月よりテレビ局 (ロンドン・ナイチンゲール勤務)

【梨本家】 徳彦(82) 後継者なし
元朝日新聞 昭和41年 飯田伯耆家より養子

(「文藝春秋」2005年3月号より)